

## 第3章 第7期計画の進捗と評価・課題

前計画における、4つの基本目標について、それぞれの進捗や取組状況の評価・課題について把握し、整理を行いました。

### 1. 生涯現役で生涯青春のまちづくり

#### (1) 多様な生きがい活動への支援

多様な生きがい活動への支援については、生涯学習に関する情報提供の充実や高齢者いきがい講座の開催、高年大学、高齢者福祉バス運行事業の「ふれあいバス」及び「学びバス」の運行、高齢者がスポーツを楽しめる環境づくりを継続的に進めてきました。

高齢者いきがい講座や高年大学については安定した講座開催が実施され、高齢者福祉バス運行事業については人気のコースは増便の検討が必要なものとなっていますが、新型コロナウイルス等感染症対策に配慮した活動スタイルの確立が課題です。また、高齢者のニーズが多様化していることから、ニーズの把握やそれに対応した内容の提供に努め、引き続き情報の提供を強化していくことが求められています。

#### (2) 社会参加への活動支援および就労支援

社会参加活動への支援および就労支援については、高齢者が地域と主体的にかかわり、生きがいづくりや健康づくり等の社会参加を通じて、生きがいのある豊かな高齢期を送ることができるよう、老人クラブの活動をはじめ、ボランティア活動、介護支援サポーターポイント事業、慶祝訪問・米寿祝品贈呈事業の実施、世代間交流の支援や就業機会の確保に努めました。

老人クラブについては、参加人数が減少傾向にあることから、若手高齢者の加入を拡大することが望まれます。また、総合事業の支え合いの担い手として、重要な役割を果たすことが期待されます。介護支援サポーターポイント事業については、さらなる周知を図るとともに、受け入れ側と活動する側双方のニーズを掘り起こしていくことが重要であり、例えば高齢者いきがい講座の参加者が学習内容を活かしたボランティア活動に参加する仕組みを作るなど、新たな参加者や活動の場についての検討が必要とされています。また、ボランティア活動時には、新型コロナウイルス等感染症予防についての配慮も必要です。公益社団法人鯖江市シルバー人材センターについては、新入会員が少なく会員全体が毎年減少しているため、依頼された仕事への対応強化が求められています。また、雪吊りや庭木の剪定など、技能習得者の高齢化に伴う後継者が問題となっており、さらに、人材を求める個人・企業と会員が希望する就業内容のマッチングについても課題が残されています。

## 2. いつまでも健康で暮らせるまちづくり

### (1) 健康づくりの推進

健康づくりの推進については、より多くの高齢者が健康に生活し、社会活動に参加できるよう、健康診査・がん検診等の受診勧奨、生活習慣病予防に向けた講座の開催、感染症予防やたばこ・アルコールに関する啓発等を通じて、生涯にわたる健康づくりの普及・啓発を行ってきました。また、「さばえ 健康いきいきプラン」に基づき、適正な疾病管理と介護予防による生活の質の向上等に努めてきました。

特定健康診査実施率や特定保健指導実施率については、目標値に近づいているものの、集団健診受診者より、指定医療機関での個別健診受診者が増加している傾向から、将来にわたって健康管理を行うためにかかりつけ医を持つ重要性について引き続き啓発していく必要があります。また、新型コロナウイルス等感染症対策により、集団健診の回数を減らしたり、完全予約制の導入や受診定員数を減らしているため、受診機会を確保できなかった人への対応が課題です。

肝炎ウイルス検査や歯周疾患検診、骨密度測定については、集団健診日に同時開催をしていましたが、新型コロナウイルス等感染予防の観点から適正な人数での実施が望まれ、今後は、受診の必要な対象者を分析し、効果的な実施方法を検討する必要があります。

また、後期高齢者健康診査については、かかりつけ医を中心とした指定医療機関での個別健診を実施し受診率は横ばいとなっています。今後、健診結果とともに新しく導入されたフレイル問診結果の分析を実施し、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施体制の構築に向けて関係各課と協議を進める必要があります。

生活習慣病予防については、食・運動に関する正しい知識の習得や健康に関する意識の向上につながるよう、継続的な健康情報の提供や健診の受診勧奨が重要です。特に、新型コロナウイルス等感染拡大に伴い、受診控えの傾向があり、適切に医療機関の受診や特定健診・がん検診等の受診を行うように啓発する必要があります。また、新型コロナウイルス等感染症等の影響で健康講座の開催回数が減少し、人を集めての講座の開催は困難な状況となっています。そのため、今後は、オンライン講座などコロナ禍でも実施できるような方法の検討が求められています。

## (2) 総合事業による介護予防事業の充実

本市では平成29(2017)年4月より介護予防・日常生活支援総合事業を実施しています。生活支援ニーズに応えるため、従来の介護保険における介護予防サービスの訪問介護や通所介護に相当するサービスに加えて、基準を緩和した多様な担い手による訪問型サービス、通所型サービスを提供してきました。令和元(2019)年度には住民主体の訪問型サービスを実施するボランティア団体も誕生し、今後も地域の実情に応じたサービス内容を検討していくことが必要です。

一般介護予防事業では、「介護予防把握事業」「介護予防普及啓発事業」「地域リハビリテーション活動支援事業」等を行いました。

介護予防把握事業については、効果的な資料等での受診勧奨やリスクの高い高齢者を抽出し在宅保健師が訪問をする等、健康チェックリストの回収率の向上を図り、適切なサービスや事業への支援を行う必要があります。

介護予防普及啓発事業については、「いきいき講座」、「脳わくわくクラブ」、「湯ったりクラブ」を実施し、運動器機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上、認知症予防、フレイル予防に努めるとともに、介護予防の普及・啓発を促進しました。

地域リハビリテーション活動支援事業については、地域ケア会議におけるリハビリ専門職としての自立支援に向けた助言や政策提言を受けるとともに、医療機関やその他の関係機関・団体等と連携しながら、理学療法士や作業療法士等の専門職との協力関係を築き、取組や目標達成に向けた活動を継続的に改善するPDCAサイクルを活用しながら、進捗管理を実施する必要があります。また、脳の健康度テスト結果より認知症の前段階を早期発見し、予防に取り組むための事業（脳わくわくクラブ、認知症初期集中支援事業等）との連携を強化する必要があります。あわせて、新型コロナウイルス等感染症対策を踏まえ、参加者増加へ向けての支援とともに、市が実施する介護予防事業の中で、各自が介護予防、フレイル予防を取り組める事業内容の充実が必要となります。

健康寿命ふれあいサロンについては、利用者数は安定しているものの、新型コロナウイルス等感染症対策を行った上で、継続して介護予防に関する知識の普及・啓発を行うことが求められています。あわせて、フレイル予防に関する講師を充実するとともに、新型コロナウイルス等感染症対策として、集団での実施よりも各個人に対して実施できる内容を検討し、サロン運営ができる事業とする必要があります。

### 3. 安心・安全で住み慣れた地域で暮らせるまちづくり

#### (1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

地域包括支援センターの体制強化を図るため、本庁地域包括支援センターと4箇所の地域包括支援サブセンターを保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの3職種4セットの体制としています。これまで、地域包括支援サブセンターは、おもに高齢者の身近な相談窓口としての相談業務や介護予防ケアマネジメント業務を担い、本庁地域包括支援センターは総合相談業務や包括的ケアマネジメント支援業務、権利擁護業務を中心に行い、地域包括支援サブセンターの統括を担ってきました。また、地域包括ケアシステムの実現のため、多職種で構成される地域ケア会議委員のメンバーを中心に、地域ケア推進会議と地域ケア個別会議を開催しています。個別会議は、主にケアマネジャーの困難事例への対応能力の向上を目的として開催し、この個別事例の課題から地域課題の把握・分析を行い、市の政策に反映させることを目的として地域ケア推進会議を開催しました。平成30(2018)年度からは、自立支援型個別ケア会議も開催し、地域課題の把握・分析につなげることができました。

個別ケア会議からわかる地域共通の課題としては、移動・外出支援や配食サービスなど不足している地域資源の充実や、高齢者の能力を活かせる場の充実、男性の通いの場への参加促進、介護サービスや認知症に対する家族の理解を深めることなどがあげられ、今後もそれぞれの課題に対応する事業の推進が必要です。

また、近年、独居高齢者、高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加に伴い、高齢者虐待や権利擁護を要する困難事例が増加しており、より専門性の高い長期に及ぶ継続支援が必要となっていることから、これら支援の必要な方への的確に情報を届けるため、地域の人たちとの連携が重要です。

さらに、本来の包括的支援事業に加え、介護予防事業、認知症対策、医療・介護の連携、生活支援体制整備等の業務も増加しており、今後、地域包括支援センターの業務評価を行い、地域包括支援センターの体制の強化や専門職のさらなる資質向上のためのスキルアップが必要です。

## (2) 医療・介護連携体制の推進

在宅医療体制の充実について、『在宅医療・介護の体制の構築』・『在宅医療・介護関係機関の連携』・『在宅ケアに対する住民の理解』を柱に、各サービスを一体的に提供することで住民が安心して地域で療養生活を送れるということを目指して、鯖江市医師会・歯科医師会、中核病院である公立丹南病院などの医療機関や居宅介護支援事業所・訪問介護事業所などの介護の専門機関の情報を取りまとめるとともに、在宅ケアへのスムーズな移行のためのシステムの構築に努めてきました。

医療職と介護職の交流、情報共有の促進については、地域の在宅医療・介護に関わる関係者の顔の見える関係づくりを目指し多職種研修会を開催しました。また、在宅医療・介護連携推進協議会を中心に各専門機関の意見を集約し、増加する在宅医療利用者を支えるために、かかりつけ医の更なる普及や、主治医・副主治医制の推進の必要性などが課題としてあげられています。また、医療や介護の現場では、専門職を中心にアドバンス・ケア・プランニング（ACP）の議論がされ始めていますが、地域や家庭内では、まだまだ浸透しておらず、普及・啓発が必要です。

今後は、在宅医療推進コーディネーターの配置により在宅医療と介護の連携に関する相談支援を充実し、関係者間の橋渡し役として「顔の見える関係性」を深める必要があります。また、切れ目ない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築を目指すため、住民への情報の公開や在宅ケアに対する理解を深めるための普及・啓発を進める必要があります。さらに、入院医療から在宅医療への移行期、在宅医療の中での各専門機関の連携の強化が求められる中、県が作成した入退院支援ルール の普及やふくいメディカルネットなどのICTを活用した多職種の情報共有ツールの推進が求められています。

### (3) 介護保険サービスの充実

介護保険制度やサービスについての情報提供に努めるとともに、各種サービスについて被保険者のニーズ等を踏まえた上で、より一層サービスの充実が図れるよう、関係機関等とも連携しながらサービスの提供を行ってきました。介護サービスの相談体制の充実としては、市介護保険利用者擁護委員会や福井県国民健康保険団体連合会と連携し、介護保険に関する相談などの解決を図ってきました。また、介護相談員が介護サービス提供事業所へ訪問し、利用者の介護サービスに関する意見・要望等を聴取し事業者と情報交換等を行うことにより、利用者の不満や不安を解消するとともにサービス向上につなげています。引き続き利用者の声が事業所のサービス向上につながるよう、介護相談員がより積極的に利用者の不満等を聞き取り、事業所に伝えることが必要です。

高齢者人口の増加による要介護者の増加のなかで、多くのサービスで利用実績が増加し、夜間対応のサービスなどで、ニーズに対して受け皿が不足している状況や安定した人材確保が課題となっています。

訪問看護については、今後、在宅療養を希望する要介護者等が増加するなかで、利用者の身体状況に応じた質の高い療養環境の構築やターミナルケアの充実などの在宅療養のニーズに対応するため、医療と介護の連携の強化を図り、必要な方に着実にサービスが提供される体制を構築することが引き続き課題となります。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、サービス内容等が十分に認識されていないことから、今後もサービスの周知に努める必要があります。看護小規模多機能型居宅介護については、今後、医療的ニーズの高い利用者の在宅生活の継続のため整備を検討していく必要があります。

特定施設入居者生活介護は、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の増加に伴い利用ニーズの動向により整備を検討していく必要があります。

施設サービスについては、待機者の状況や第7次福井県医療計画との整合性を図る必要があります。慢性期病床から介護施設・在宅医療等への転換を含めた追加的需要について、介護保険料への影響などを勘案しながら、計画的な施設整備を進める必要があります。

#### (4) 安心・安全な生活環境の整備と多様な住まいの確保

外出支援サービス事業や食の自立支援事業、市内入浴施設等利用助成事業、軽作業援助事業、住宅改造助成などの事業を実施し、生活支援サービスの充実、生活環境の整備などを行ってきました。

外出支援サービス事業や、食の自立支援事業、市内入浴施設等利用助成事業については、高齢者の社会参加や、食生活の向上、閉じこもり防止、安否確認などにも繋がることから、より一層の周知が必要となります。

ひとり暮らし高齢者に対する支援である、ひとり暮らし高齢者友愛訪問事業、ひとり暮らし高齢者のつどい開催事業については、安否確認できる環境づくりや、事業についてのさらなる周知が必要となっています。

また、在宅要援護高齢者の増加が見込まれる中、緊急通報体制整備事業については、ひとり暮らし高齢者または高齢者世帯の安全対策として、今後も広報等を通じて周知していくことが必要です。要介護高齢者等介護用品支給事業については、平成30(2018)年度に見直しを行いました。長期にわたる事業継続を見越し、国の方針も参考にしながら、助成額や助成対象者等の検討が課題です。

今後は、ひとり暮らし・夫婦のみの高齢者世帯など、支援を必要とする高齢者の増加に伴い、生活支援の必要性が増加することが予想され、高齢者の実情に応じたサービスを提供するため、支援の必要な対象者の把握に努め、事業についてさらに周知していくことが必要です。

## 4. みんなで支え合い助け合うまちづくり

### (1) 住民主体による生活支援体制の整備

住民主体による生活支援体制の整備については、単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、多様な主体の生活支援サービスが求められ、地域人材の発掘・育成、地域資源開発とネットワークづくりの推進、地域住民による生活サービスの支援を行ってきました。

平成29(2017)年度より配置した第1層生活支援コーディネーターおよび第2層生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の活動も4年が経過しようとしており、各地区に応じた地域支え合いの取組が徐々に進んでいます。一部の地区ではボランティアグループが誕生し、住民主体の訪問型生活支援サービスの提供を開始するなどの活動を展開しています。今後も地域支え合い推進員を中心に、地区の状況に応じた生活支援サービスを開発していく必要があり、生活支援体制のさらなる充実に向けて、多様な主体が積極的に参加できるよう情報発信や活動の充実を図ることが課題となります。

### (2) 認知症高齢者対策の推進

認知症高齢者対策の推進については、認知症ケアパス(認知症ガイドブック)の普及や認知症サポーター数の充実、もの忘れ検診受診率の向上や脳わくわくクラブ参加者数増加の促進などを行ってきました。令和元(2019)年6月には、国の認知症施策推進大綱が策定され、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごすことができる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していく必要があります。

認知症に関する理解促進を図るための認知症サポーター数は着実に増加しているものの、さらなる事業強化に向けて、本人支援事業の強化と「共生」と地域づくりに向けた協議が求められています。

もの忘れ検診については、軽度認知障害(MCI)等の早期発見のため、今後更に、健康チェックリストの回収率向上を図り、もの忘れ検診未受診者の受診勧奨を強化していく必要があります。

さらに、認知症の方々が地域で安心して生活していけるように、認知症カフェなどの認知症の方や家族が参加しやすい地域の居場所づくりの充実や就労による生きがいづくりとともに、相談・支援につながっていない介護者を把握し、認知症サポーターの活動促進のための仕組みづくりが必要です。

また、徘徊高齢者を早期に発見するため、徘徊高齢者等SOSネットワーク事業を実施してきました。令和2(2020)年度からは、徘徊高齢者とその家族に向けて、二次元バーコードラベルの読み取りで個人情報を開示することなく、徘徊高齢者の発見、家族への連絡を可能とする「どこシル伝言板」の事業を開始しました。今後、利用登録者、発見者となる一般住民双方への制度周知が求められます。

### (3) 家族介護者支援の充実

要支援や要介護の状態にある高齢者が住み慣れた自宅で生活することができるよう、その支援や介護を行っている介護者を支えるサービスの充実を図ってきました。

家族介護支援事業として実施してきた家族介護者の会については、会員の高齢化や新規会員の伸び悩みなどもあったため、平成27(2015)年度で解散をしましたが、高齢化に伴い、要介護認定者は年々増加しており、家族介護者支援のニーズは高まっていることから、民間活力や介護サービス事業者の意見も取り入れながら、介護者同士が気兼ねすることなく、相談や交流できる場づくりが必要です。また、介護者が介護に対する知識・技能を身につけることで、身体的、精神的負担が軽減され、ゆとりある安心した介護を続けられるように支援することも必要です。

### (4) 地域見守り体制の充実と高齢者の権利擁護

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、地域と協働した見守り活動、支え合い活動、さらに孤独死防止に向けた取組を推進してきました。また、高齢者の人権を尊重し、高齢者の権利擁護に向けた取組や高齢者虐待防止対策の充実を図ってきました。

高齢者見守りネットワークについては地域の見守り体制を確立するため「ご近所福祉ネットワーク活動」として町内単位でのネットワークづくりを推進し、高齢者が安心して暮らすことができるように、見守りを通して要支援者を早期発見し、必要な支援につなげる体制をさらに強化しています。また、高齢者への虐待を未然に防止するため、高齢者虐待防止ネットワーク会議を開催し、高齢者虐待防止等権利擁護に関する取組を進めています。

成年後見制度については、今後も継続して家族や本人等に成年後見制度の説明や手続きの支援を行い、成年後見制度の普及のための広報等に努めます。また、令和4(2022)年度からの広域中核機関の設置に向け、県内9市町との協議を重ね、成年後見制度利用促進体制整備を推進することが必要です。特に、市民後見推進事業については、広域中核機関を中心に、市民後見人を養成し、活動を支援していく体制づくりのため、関係機関と連携していく必要があります。

### (5) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

地域共生社会の実現に向けた取組の推進等については、地域福祉活動への参加を推進するための人材の育成や市民の地域活動への自主的な参加を促進するために、地域の団体や地区社協と連携し、福祉に関する研修や「ご近所福祉ネットワーク活動説明会」を開催しました。また、いきいき未来館では、地域福祉の土壌醸成のため地域住民の協力を得て、高齢者世代と孫世代が交流できるイベントの開催を行ってきました。今後は、地域共生社会のさらなる充実に向けて、多様な主体が積極的に参加できるよう情報発信や活動の充実を図ることが課題となります。

